

笛吹畑かん だより

題字 理事長 中村 照人

第17-1号

平成17年3月30日発行
笛吹川沿岸土地改良区
山梨市小原西720番地
TEL 0553-22-2469
FAX 0553-22-7627



写真提供：山梨県果樹試験場
草生栽培によるモモのY字形仕立て



みどり
水土里ネット 笛吹川
笛吹の清流が育む豊かな実り

笛吹畑かんのキャラクター
《畑かん坊》
水鳥をモチーフ
ロゴマークは笛吹のF



目次

理事長あいさつ	P 2
平成15年度決算／平成17年度予算	P 3
お知らせ	P 4～P 6
水土里ネットレポート in 豊富村道の駅	P 7
21世紀創造運動／水土里会設立	P 8



○改良区事務所
元簡易裁判所跡地に昭和45年3月に建てられ、食料事務所支所として活用された後、平成元年3月より土地改良区の事務所として利用している。

理事長あいさつ



笛吹川沿岸土地改良区

理事長 中村 照 人

組合員のみなさまにおかれましては、ますますご健勝にてご活躍のこととお慶び申し上げます。

皆様には日頃から笛吹川沿岸土地改良区の運営・業務の推進に對しまして、格別のご理解とご協力を賜わり心からお礼申し上げます。

昨年は、記録的な台風の上陸や、中越の地震など各地で大きな災害が多発した年でありました。幸い、私どもの土地改良区の受益者におかれましては、比較的天候にも恵まれ、笛吹畑かんが最大限に活用され、農産物の品質の向上、また、農家の経営安定にも、大きく貢献したと喜びの声も伺っております。

さて、国は食料・農業・農村をめぐる情勢の変化を踏まえ、今後の農政推進の基本方向の一つとしてやる気と能力のある農業経営に対する施策の集中化、重点化を行い、特に担い手農家に対する経営安定対策、農地の利用集積、集落営農の組織化など、新たな農業施策を展開して

いくこととしております。

このような中で、国が畑地かんがい事業の農家負担軽減対策として創設した担い手育成支援事業の認定農家を中心とした五十三名が、自らの農業経営の資質を高めるとともに、土地改良区をはじめ関係機関と連携を図りながら活力ある農業・農村づくりを進めるための自主的な研究会組織として『水土里会』を設立いたしました。

土地改良区といたしましても、誠に時宜を得た取組であり、地域主導によるこの『水土里会』の活動を積極的に支援して参りたいと考えております。

ここで現在、土地改良区が取組んでおります主な課題についてご報告いたします。

まず、未収賦課金への対応についてであります。畑かんの受益農家の負担の公正・公平を期し、土地改良区の運営がより健全に行われるため、従来より最重要課題として、取組んできたところであります。

昨年九月には、理事会の中に検討委員会を設けるとともに、各市町村ごとに理事による小委員会を開催し、より身近な情報を頂く中で、理事が直接未納者に接触するなどの取り組みも行ってきたところであります。今後におきましては、更に地元の総代や地区管理責任者のご協力をいただきながら、積極的な対応をして参りたいと考えております。

次に国営造成施設管理体制整備促進事業についてであります。この事業は、国庫補助事業として平成十二年から五年間という期間で設定され、平成十六年度が最終年度でありました。当改良区といたしましても年間四千七百万円余の助成をいただいております。施設の補修・改修等に係る農家負担の軽減が最大限に図られ、改良区の運営も円滑に進めていく上で、極めて重要であることから、事業の延長について国に對し強く要請を行ってきたところでありました。その結果、畑地かんがい用水が地域において、防火用水など多面的機能を最大限に発揮する事を条件に、引き続きこの事業が延長されました。

次に、畑かん余剰水の水道事業への対応についてであります。平成十四年度から国や県を中心に取組みが行われており、順調に推移すれば平成十八年度には一部の地域において供用が始まることになりました。この用水の幹線部分の管理については、総代会の議決をいただき当改良区が共用管理することになっておりますので、万全を期して参りたいと考えております。

次に、理事会の総務委員会において付託・検討いただく事項についてであります。

ご承知のとおり、市町村合併により行政組織が再編されますので、これに伴い平成十八年度に改選されます理事及び総代の定数等について検討をいただくこととしております。

また、現在の土地改良区の事務所庁舎の老朽化や、将来の管理・運営業務などの拡充も考慮し、移転整備について合理性・利便性等についても付託・検討をいただくことになっております。

現在の土地改良区が管理しております施設は、早いところで供用以来三十有余年を経過し、その補修・改修には国・県及び市町村の支援をいただいているところではありますが、今までの様な公的支援は困難であると考えておりますので、今後の畑かん施設の維持管理につきまして、地区管理責任者の方々を中心に、さらに『自分たちの財産である』という認識をもって管理をしていただきたいと思います。

終りに、市町村合併により行政組織が再編されておりますが、組合員・市町村との連携をさらに深め、管理・運営に万全を期し、新たな課題にも挑戦をして参りたいと考えております。

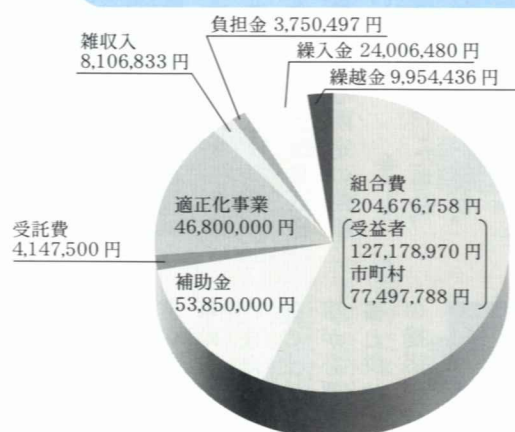
『笛吹の清流が育む豊かな実り』を願ひながら組合員の皆様の一層のご支援ご協力をお願い申し上げ、あいさついたします。

平成15年度 会計別決算状況

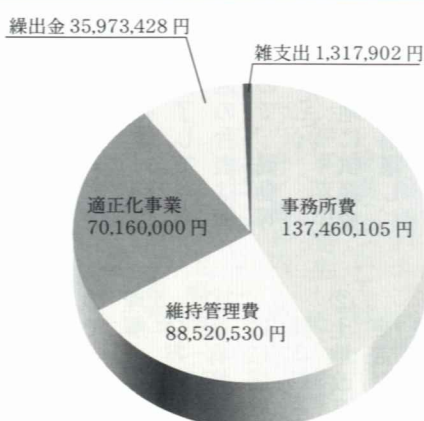
(単位:円)

会 計 名	収入合計	支出合計	繰越額
一般会計	355,292,504	334,209,895	21,082,609
国営事業特別会計	736,236,602	735,736,602	500,000
県営事業特別会計	373,974,392	373,474,392	500,000
償還引当積立金特別会計	230,727,615	51,940,730	178,786,885
繰上償還特別会計	90,916,340	28,581,722	62,334,618
担い手育成支援事業特別会計	219,271,610	141,265,427	78,006,183
広瀬ダム負担金特別会計	22,273,372	21,773,372	500,000

平成15年度 一般会計収入支出決算内訳



収入総額 355,292,504円



支出総額 334,209,895円

※平成16年度へ繰越 21,082,609円

平成十五年度一般会計・特別会計決算報告

平成十六年九月十七日開催の臨時総代会において、平成十五年度笛吹川沿岸土地改良区一般会計及び、各特別会計収入支出決算が承認されましたので、ご報告申し上げます。

平成十六年度
通常総代会を開催

平成十七年三月四日、笛吹市春日居町の国民年金保養センター『かすがい』において、総代七十八名中六十二名の出席をいただき、通常総代会を開催いたしました。

古屋副理事長のあいさつ、来賓祝辞の後、議長に山梨市の古屋勝美総代を選出して議事に入り、規約の一部変更について、県有土地改良財産譲与の受入れについて、平成十六年度諸会計補正予算、平成十七年度諸会計予算等十九議案について審議され、全議案原案どおり可決されました。



平成17年度 一般会計予算

平成17年度 各種会計予算総括表

(単位:千円)

会 計 名	予 算 額
一般会計	343,236
国営事業特別会計	724,153
県営事業特別会計	330,691
償還引当積立金特別会計	203,507
繰上償還特別会計	61,089
担い手育成支援事業特別会計	94,592
広瀬ダム負担金特別会計	23,265
合 計	1,780,533

収 入 (単位:千円)

科 目	平成17年度予算
組 合 費	207,234
使 用 料	10
補 助 金	47,250
受 託 費	15,577
適正化事業	56,700
寄 付 金	1
雑 収 入	2,601
負 担 金	1,870
繰 入 金	6,993
繰 越 金	5,000
収入合計	343,236

支 出 (単位:千円)

科 目	平成17年度予算
事 務 所 費	150,609
維持管理費	90,368
適正化事業	82,092
借入金返済利子	200
選 挙 費	150
繰 出 金	16,165
雑 支 出	2,057
予 備 費	1,595
支出合計	343,236

お知らせ

組合員資格得喪通知書の届け出しについて

左記の場合には、土地改良法第四十三条第一項の規定により組合員資格得喪届けの提出が義務付けられておりますので、当改良区総務課または各市町村担当課にある所定の用紙により手続きしてください。

- ①組合員の死亡等により、農地を相続した場合。
- ②農業者年金受給のための経営移譲した場合。
- ③農地の売買、贈与等により所有権が移転した場合。

所定の用紙は、土地改良区へ連絡をいただければ郵送いたします。

変更は、電話や口頭では受付できませんのでご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、農業委員会に届け出（所有権、利用権の設定）済み、或いは登記が完了しても本人からの通知がなければ、改良区の台帳は加除されずそのまま賦課されますので、異動等がありましたら必ず手続きしてください。

また、所有権移転等の際、該当地に賦課金の滞納がある場合には、前所有者と協議し、必ず清算を行なってください。（滞納金の有無については、土地改良区まで問い合わせ下さい。）

農地転用等、畑かん受益地区除外に伴う転用決済金について

畑を宅地、道路等、農地以外に転用される場合には、受益地区除外申請の届け出並びに転用決済金の納入が必要となります。

※公共事業（道路、水路等）用地として転用される場合にも、同様の処理が必要となりますので、用地交渉等の折にはあとで問題とならぬよう事業主体と十分協議してください。

また、畑かん地区から除外する場合には、他の土地改良施設の利用を害さないための工事が必要となりますので、受益地区除外申請書と併せ、畑かん施設の移設・改築の協議書の提出が必要となります。

賦課金は納入期限内に！

賦課金の納入につきましては格別なるご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

改良区の運営並びに畑かん施設の維持管理は、受益者の賦課金によりまかなわれておりますので、期限内に必ず納入くださいますようお願い、ご協力をお願いいたします。

なお、賦課金につきましては

- ①所有権移転（売買等）をされても土地改良区に届け出がないと賦課金は前組合員に賦課されます。（組合員資格得喪通知書の提出）
- ②土地改良区の受益地は、未耕作（耕作放棄を含む）、生産調整など行っているても、賦課金が課せられます。

担い手育成支援事業助成金の減額について

前回の『笛吹畑かんだより』でもお知らせいたしました、2期賦課金（十一月徴収予定）は、平成八年度から当事業の助成金により減額されておりますが、平成十八年度から助成金が減少し、平成十九年度をもちまして賦課

金に対する助成はなくなります。

畑かん償還金の繰上償還について

畑かん事業費償還金（2期賦課金）については、繰上償還を行うことが出来ます。

現在、平成十八年度分の申請を平成十七年十二月二十日まで受付しております。詳しくは、当改良区総務課までお問い合わせください。

改良区の賦課金は年2回です！

土地改良区の賦課金は春の1期賦課金（経常経費）と、秋の2期賦課金（事業費償還金）に分かれています。

1期賦課金（平成17年度単価）

- ・経常費（10a単価2,535円）
- ・維持管理費（10a単価2,700円）
- ・電気料（10a単価 分水口毎）

2期賦課金

- ・国営事業費
- ・県営事業費
- ・広瀬ダム負担金

ブロック、施工年度、市町村毎の助成体系により異なります。

※経常費、維持管理費の単価は、平成12年度から据え置き運営しております。

※賦課金の算出についての問い合わせがありますが、定款に基づき面積割で賦課しております。水の使用量に基づく賦課ではありません。

畑かん施設を 上手に使いましょう

圃場内の散水施設は自分の農機具であるという認識をしていただき、左記により管理をお願いします。

①自動散水が原則です。

次のことはしないで下さい。

- (1) 電磁弁の手动操作…水の供給量が不足する。
- (2) 圃場の散水バルブまでの常時通水
- (3) 自動散水時の散水バルブの閉め切り操作
… 空気の行き先が無く漏水

②春先の一斉散水に入る前に

◆制御器、パイプライン及びスプリンクラーの使い始めの時期（4・5月）に故障が集中するため、即時対応が出来ない場合がありますので、早めの試験散水と圃場内バルブ及びスプリンクラーの整備、点検をお願いします。故障時期の集中回避をすることにより、円滑な維持管理につながりますので、ご協力をお願いいたします。

③冬期の管理について

電磁弁ボックスの中に、発砲スチロール等をいれて下さい。

自由水は、不凍栓バルブを閉じて、上部のバルブを開ける。不凍栓が無い場合は防寒対策をしてください。（凍結による破損の場合はブロック負担になります。）

冬期の散水は、道路へ水がでると凍結し事故が発生する恐れがあるので注意して下さい。

④バルブについて

基本的には散水バルブより先は個人で管理することになります。開閉ハンドルを使用する場合は力の入れ過ぎに注意してください。また、管内の水没はハンドルの腐食の原因となりますので十分注意してください。

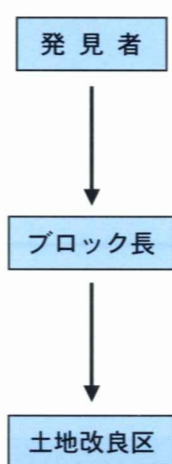
圃場内バルブに限らず、故意、過失による破損については、個人負担になります。

- ⑤事故が発生したらまず止水（配水線―制水弁／圃場内―電磁弁内バタ弁）

【処理について】

- ①発生場所（分水名、ブロック名、電磁弁番号）
- ②状況
- ③通報者の氏名、連絡先

※特に発生場所をわかりやすく教えて下さい。



◆なお、破損等による緊急時には素早い対応で二次災害を防ぎましょう

◆畑かん施設の補修には、組合員の賦課金と国・県・市町村の助成金でまかなわれております。
維持管理を適正におこない費用負担の軽減にご協力ください。

かんたんな補修方法

～バルブグランドパッキンの締め付け方とハンドル交換～

圃場内のバルブについては、受益者管理となっております。中でも多いのがハンドルの破損とネジの緩みによるグランドパッキンからの漏水です。これらは、簡単な方法で直せます。



①掘削



②ハンドル交換



③グランドネジ締付



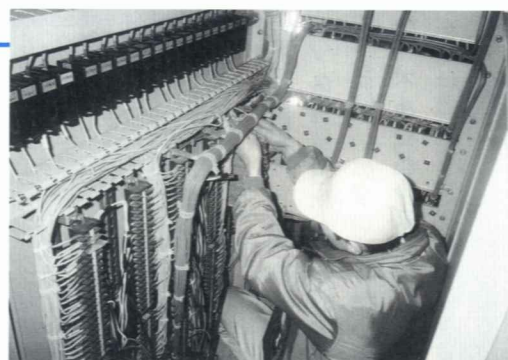
ネジ締付箇所

※スプリンクラー等、土地改良区に在庫として所有している物も有りますので、お問い合わせ下さい。

平成16年度維持管理関係補助事業工事

○土地改良施設維持管理適正化事業

- ・左岸 1 分水（塩山市）
国営揚水機場配電盤整備補修
- ・左岸 3 - 2 分水（勝沼町）
電磁弁コイル整備補修 7 0 箇所
- ・その他 2 3 4 件



▲揚水機場配電盤整備補修

○県単独補助事業

- ・県営末端施設移設改築工事 5 箇所
- ・配水線漏水補修 3 4 箇所 他 4 6 箇所

平成17年度維持管理関係補助事業工事予定

○土地改良施設維持管理適正化事業

- ・柚木発電所（天科取水口）補修工事（山梨市三富）
- ・配電盤整備補修 3 箇所（山梨市）
- ・県営末端施設整備補修 他（全地区）

笛吹川沿岸土地改良事業の計画変更により生じた余剰水が 皆さんの地域の水道水源へと生まれ変わります！

笛吹川畑地かんがい事業は、昭和46年度に当初計画面積5,420haでスタートしましたが、農業を取巻く環境の変化に伴い平成14年度に受益面積4,180ha（77%）を以って事業が収束いたしました。このため、畑かん用水として広瀬ダムに確保した用水に余剰が生じ、関係する市町村より将来に向けた新たな上水の水源として、転用に強い要請がされてきたところであります。これを受け国は平成14年度に水資源活用地域共生事業を創設し、県・市町村をはじめ関係機関と畑地かんがい用水に何ら影響がないことを大前提に、現在の市町村の水道水源が地下水であり、近年水質の変化や水量の減少が懸念されることから、良質で安定した用水確保が可能であるか検討してきたところであります。

この余剰水の水道利用にあたっては、将来的に当土地改良区の管理運営が円滑に行われることや、受益者の方々にこれ以上の負担をお掛けしないためにも重要な課題でありますので、理事会、総代会においても十分検討をいただき、取り組みに万全を期してまいりたいと思いますので、組合員の皆様のご理解ご協力を賜りたいと思います。

水 量

	現 行	変 更
最 大 通 水 量	4. 4 8 m ³ /S	3. 8 3 5 m ³ /S (畑かん3.55 + 新規水道0.285)
年間総通水量	4 0, 0 0 0 千m ³	4 0, 0 0 0 千m ³ (畑かん31,000 + 新規水道9,000)

水と里ネットレポート

～in 豊富村道の駅～

今回の取材は、他地域に先駆けいち早く地産地消の施策を打ち出し、地域活性化という大きな成果を収めた豊富村道の駅を運営しているシルクの里振興公社にお話を伺いました。

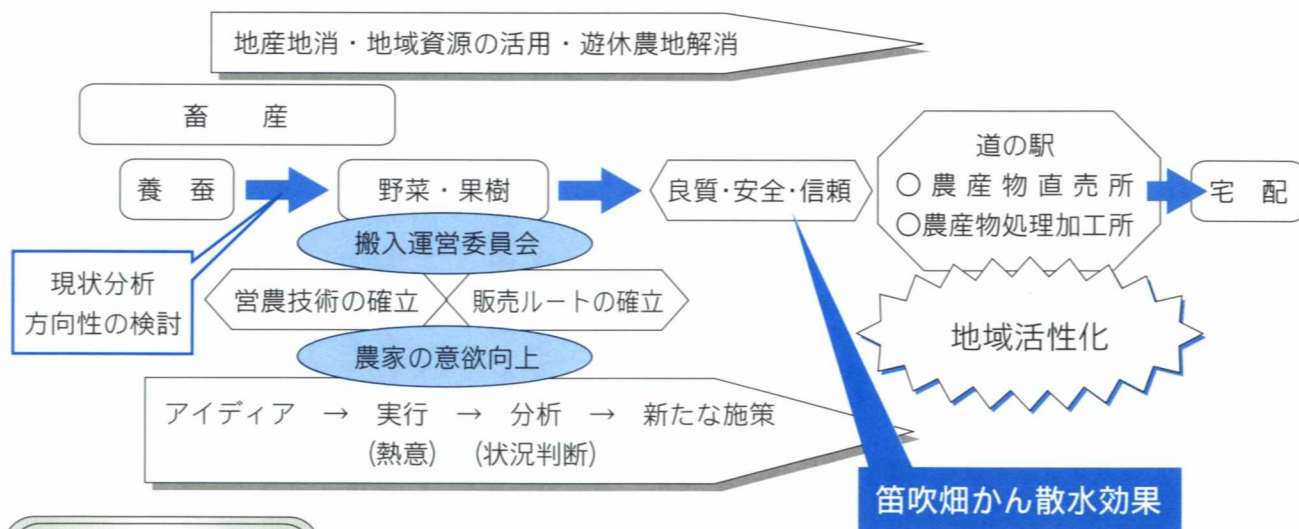
戦後、養蚕で栄えたシルクの里豊富村も、社会情勢の変化に伴い野菜や果樹への作物転換を進めてきました。その過程で農業技術の普及や農業経営アドバイザーの設置、さらには、農家自らが販売できる仕組づくりと言う観点から、販売ルートの確保・確立をしていくために、道の駅とシルクの里振興公社を設立したとの事です。同時に、農業経営アドバイザーから減農薬栽培等の指導を受けた農家による搬入運営委員会が組織され、厳しく出荷調整や品質管理を行なっているとの事です。

現在の搬入運営委員会の登録者は200人余となり、商品に生産者の名前と価格を明記することが、食の安全への関心の高まりと合致し、消費者と生産者の信頼関係が構築され、年々売上を伸ばしていることへ繋がっております。さらに、平成14年4月にオープンした、農畜産物加工処理施設「与一味工房」では、ハム・ソーセージ・ベーコンなどの加工販売をしており、手作りならではの食感と風味が特徴で、とよとみハムのブランド名で店頭に並び好評を得ております。

このような成功を収めた背景には、農家の方々に「作って売れる喜び」が芽生えるとともに、グリーンツーリズム（収穫体験）などを通じ都市住民との交流が進んだことなどが、要因になっており、ちなみに、平成10年の売上1億4千7百万円、平成15年では、4億3千5百万までの売上に伸びているとの事です。このような成功の影に、減農薬栽培に使われている酸性イオン水をはじめ、笛吹畑かんの水が大きな役割を果たしていることを、申し添えさせていただきたいと思います。



▲増築した農産物直売コーナー



お話を聞き終えて

養蚕農業から脱却し、村を挙げての地域活性化策が成果を挙げている中で、大変お忙しいにもかかわらず、ご説明していただきました事務局の方々の「道の駅」にかかる熱い思いがひしひしと伝わってきました。

豊富村の農家の皆様とシルクの里振興公社の皆様が、アイデアと情熱をもって一体となって努力した結果が大きな成果につながったことを実感いたしました。

21世紀土地改良区創造運動

住民参加による 管理体制の協定を締結

平成16年12月27日、山梨市牧丘町窪平区、替地区、土地改良区の3者で右岸1分水1-1ファームポンドの維持管理について協定を交わしました。

この地区にあるファームポンドは、窪平区、替地区の商店街を中心に約200戸の防火機能を備えており、地域の生命・財産を保全する役割も担っております。

この協定は、農業水利施設と用水の持つ多面的機能に対し地域住民の参画により、ファームポンド並びに周辺の維持管理に協力して頂くものです。



▲ 調印式



▲ 1-1号
ファームポンド

笛吹畑かん施設見学会

今回の見学会は、『水土里（みどり）の探検隊』と題して、平成16年6月23日、勝沼小学校3年生18名、4年生33名、7月13日中道南小学校3年生22名4年生32名により、『畑かんの水はどこから来ているんだろう？』をテーマに、峡東地域の農業や、土地改良区の存在、農業用水の役割、またこの用水が防火用水などの地域用水機能を発揮していることなどを勉強してもらいました。



▲ 元気一杯な水土里の探検隊

水土里会設立趣意書

笛吹川沿岸土地改良事業は峡東の大地を清らかな水で潤し、私たち農家の農業経営の安定を支えると共に、本県を代表する一大果樹産地の形成に大きく貢献しております。

私たち60名は、この事業が円滑に進められるため、国が平成7年に創設した担い手育成支援事業の中核的農家として選出され、事業の主旨に基づき、それぞれが農業経営の規模拡大に向けて努力を続けてきたところであります。

このような中で、農業・農村を取り巻く環境は国際化の進展に伴い、今まで以上の輸入農産物の増加や、国・地方の財政状況が厳しいことから補助金等の削減や、重点的な配分など大きく変化していくことが予想されます。

また、地域の身近な事例としても、担い手農家の減少や高齢化、遊休農地の増大など様々な課題が生じております。

私たち中核的担い手農家は、このような状況を座視することなく、農業・農村の先駆者として誇りを持ち、自らの農業経営の確立のため先進的技術の習得や、相互の情報交換などを行うとともに、土地改良区との連携を図りながら、次の世代の担い手農家の育成・確保並びに農用地の利用、集積などに積極的に努め、地域農業の確立、活力ある地域づくりに寄与することとする。

担い手農家による
自主的研究会組織
『水土里会』設立

『水土里会』は、平成七年度に国が創立した担い手育成支援事業の中核的農家の発案により女性を含む五十三名で設立され、自らの農業経営確立のため技術の習得や情報交換を行うとともに活力ある地域農業を積極的に進めていくための自主的研究会組織です。

塩山市の萩原辰夫さんを中心に平成十七年一月二十一日に設立されましたが、国も新しい農政の基本方針として、やる気と能力のある農業経営に対する施策の集中化、重点化を行う事にしておりますので、土地改良区でも関係機関と連携しながら『水土里会』の活動を支援して参りたいと思います。

※水土里会では会員を随時募集しております。

詳細につきましては、事務局の笛吹川沿岸土地改良区まで問い合わせ下さい。